

『よしの冊子』 医家関連記事 (二)

町 泉寿郎

〈五十七 寛政元年四月二日より〉

一 太田玄達、西下へ御出入仕候ニ付、ことの外自慢仕世間へ奢候よし。松平玄蕃殿にて相頼候処、迎人一人不足ニ付、玄達大に怒り当時並びなき権門方よりも迎の人不足と申事ハ無レ之候。拙者杯御招き被レ成候にハ甚失礼の事也。明日急度御人を御揃へ被レ成て迎ニ可レ被レ遣候、今日ハ御見舞不レ申と申候ニ付、玄蕃殿家来杯大ニ憤り、さすが御役をも勤居り候ハゞあれ程にハ申間敷ニ、残念成事と申候て、其後ハ頼不レ申候由。奥医者さへ当時ハ右体の事杯ハ不レ申、其上医者ハ貴賤を撰ばず療治出情可レ致と御書付も出候ニ、玄達ハ大馬鹿者也とさした仕候よし。又先達而酒井左衛門候にて玄達療治仕不レ宜小児を、小野才育療治ニ相成御快氣被レ成候由。右ニ付玄達大に怒り、才育人の療治場をうばひ落し、人物甚不レ宜と謗候由。才育ハ功者ものにて玄達をバ一向謗り不レ申、玄達も療治功者ニ仕候と誉居り候へ共、若白川候杯にて自分の事を玄達がわるくいはねばよいがと申居候由。すべて権門家へ出入仕候ものをバ、俗家にてハ取はやし候ハ人情ニ御ざ候内、別して医者ハ

権門へ薬を上候と世間にて大ニ取用候よし。其医者玄達がごとく自慢仕候而は、却て人も憎ミ当人の為にも相成不レ申候由。玄達ハ一体アマリ利口ニ無レ之男也。才育ハ療治至て広く、其上橋はじめ諸家へも参り候へ共、一向自慢杯ハ不レ仕、病用とさへ申候へバ裏店へも参候由。右ゆへ諸方評判よろしく御ざ候よし。全体利口者也と申きた。

一 日本橋辺ニ百五十才ニ相成候医師御座候と専世上にて申候処、中々左様の年頃ニは見へ不レ申、古き事も存じ不レ申候間、漸八十位の老人の由。御目付坂部十郎右衛門ハ甚信仰ニ有レ之候へ共、坂部ハ正直の男故信仰もするであらふが、中々そふ年齢ハならぬと申きた。

一 山崎宗運奥医師被ニ仰付候由。あれハけしからぬ事と申者も有レ之、人物ハわるいが針ハ功者だと申者も有レ之、いづれニも仕合の事だと申候由。併奥向ハ一統宗運をバひみき仕候由。篠崎ト庵杯別してひみきにて、松紀候へも宗運を御勧め申候よし。八日ニ宗仙院を西下へ御呼被レ成候由。宗運を奥へ被レ召候ニ付、御聞合でも有た事だろふと申候よし。

一 浅井久伯の跡久長の倅、出奔致候上にて山村へ欠込申候由。如何の事やと取ざた仕候よし。

〆五十八 寛政元年四月十日より

一 浅井久長の養子赤坂氷川へ三人連にて遊びニ参り、二三日居続候処、三両余かけたまり候ニ付、茶屋より直に久長の宅へ参り金子受取可申旨申候処、養子申候にハ、おれハ町奉行屋敷のものだと申候間、然ば御屋敷迄参りませふと附候て参候処、途中にて連の兩人ハ(侍体の男一人町人体の男一人)右半分候て、養子一人斗ニ相成、それへ付候て茶屋参候処、すきや橋の御番所の裏門へ右の養子這入申候ニ付、茶屋ニ三人表ニ扣居候ニ付、養子も門内をあちらこちらとふら付候ニ付、門番見咎早々申達候ニ付、同心罷出召捕候由。右故氷川女郎屋共翌日けいどう入候て女郎屋、茶屋共不レ残被ニ召捕候由。右のけいどうの日ハ氷川近所上へ下へとかへし大騒動のよし。右ニ付氷川女郎屋一軒も不レ残皆々欠所ニ相成可申さたのよし。氷川別当も御吟味ニ相成、初めハ評判不レ宜候所、地代を取候事吟味いたし候へバ、茶屋又ハ素人の町人の地代よりハ女郎屋の地代軽く取候ニ付、別当の申開も相立、かるく相済可申さた。何レにも氷川の女郎やハ此度が限也と申さた。

〆五十九 寛政元年四月十八日より

一 寄合長谷川玄通、浅井久長の放蕩を見かね、宅へ引取置候よし。しかし表向御届不ニ申上候故、玄通も御叱があるふと申さたのよし。

〆六十 寛政元年四月二十六日より

〆六十一 寛政元年五月十二日より

一 浅井久長同居仕居候長谷川玄通ハ通人にて、先達中ハ奥醫師ニも相成可申敷杯と評判仕候由。当春神農開きニ玄通宅にてひつべがしと申博奕を致候由。其連中ハ儒者兩人、医者兩人の由。右医者一人ハ曾松桂と申、躰寿館へ講尺ニ出候へ共、至極の悪党のよし。其外ニ躰寿館ニ居候ニ御ざ候川津十兵衛杯と申ものもミへ、右席へ加ハリ候由。玄通も是非評定へ被レ召候覚悟にて居候由。評判にも玄通のわるさハわるけれ共、奈須玄信ほどの無頼にも無レ之、堀本一甫、桂川甫周、工藤平助杯ほどの姦悪も無レ之、下通りの無頼故、遠島ニするもむごい、奉行衆も其積にて玄通をバ不ニ呼出ニ仕まハれるそふなとさた仕候よし。

一 堀本一甫、桂川甫周杯ハ成程姦物のよし。秋元へ一甫参り、ある名茶入の事を咄候へバ、どふぞ夫を見たいと、小納戸役を以て被ニ申出候ニ付、一甫随分承知いたし候へ共、夫ハ有質屋ニ御座候間一寸借て参るにも致さふが、マア夫にも三十両斗も御出しなさいと申候間、右小納戸より三十両遣候処、茶入も見せず金もかへし不レ申候ニ付、小納戸大難義にて度々催促ニ付、橘宗仙院方へ参り、まづ斯かくの仕合故、どふぞいづれ共片を御付被レ下候様、一甫様へ被ニ仰述候様ニ頼申候へ共、宗仙院ハ法印の事ニ候へバ、宗仙院申候ニ相成候と表

立候ニ付、断を申遣候よし。且又甫周先年伊達遠州侯へ振舞取持ニ参り、床鏝ニ御ざ候金の鶴を、かへりニ袖へ入帰り懸り候所を、近習のもの見付、どふぞそれハおいて下されませと申ニ付、袖より右の鶴を取出しかへし申候由。不埒至極の人物と申候きた。

〈六十三 欠〉

〈六十四 寛政元年五月二十六日より〉

一 多紀安元此節評判至極不_レ宜候由。御七森雲禎ニ相成可_レ申由。併雲禎ハ飲酒を好ミ、当番ニ出候ても、或ハ御守殿杯へ出候ても、懐中より金子杯取出し、町家煮売屋などへ看等買ニ遣し、部屋ニて呑騒候由。其下ニ付候ものハはむきニ相手ニ成り騒候よし。其上此御時節にも御医師の世話杯内々ニて致し、音物等をも受候事御ざ候由。療治善悪の処ハ暫くさし置、いづれニも右体の者御七ニ相成候ハ_ハ勢ひをも取、御医者部屋の風義大に崩_レ可_レ申由。よもや雲禎をバ御七にハ被ニ仰付_ニそふもない物だが、併口先利口ニて奥向女中杯ハ一統に信仰いたし、種姫様も御薬を被_ニ召上_ニ候程の事故、万_一御七に被ニ仰付_ニもしれぬが、安元ハいふニ不_レ及、僻理を言つ_ニつて人の心服せぬ伝庵にハ劣であるふとのさた。

一 山崎宗連医学館ニて博奕仕候ニ付、押付揚座敷へ参り可_レ申と沙汰仕候ニ付、宗仙院杯大ニ恐れ、此方共一統ニ宗連を申上、此間奥ニ被ニ仰付_ニ候処、若右体の事実説ニ御ざ候てハ、誠

に上へ対し恐入候事、身の置所もない心地也。併療治人物共ニ相糺し申上候様ニと、上より御沙汰御座候へば格別、たゞ療治功者のもと御沙汰御ざ候へバ、無_レ抛人物にハ不_レ構、療治の功者を申上ねばならぬ。こゝハこまつたものと歎息仕居候よし。

一 曾^{ソシヤケ}松桂と申無頼の医者、牢中ニて様々ニしやべり候由。右ニ付長谷川玄通、林長伯杯も揚座敷へ参候由。躰寿館ニても博奕いたし候と松桂申立候よし。右ニ付多紀安元も御尋_レ有_レ之と沙汰仕候由。一体多紀ハみだりに人を入候ニ付、無頼の徒多く集り候事故、人々博奕ハいたしたるふとさた仕候由。松桂が如き悪党を躰寿館へ会頭ニ出候も余り成事也。其外にも出席講尺等仕候もの、人物をバ一向貪着不_レ仕候由。安元ハ篤実ニ御ざ候へ共、至て不取_レのよし。

一 多紀安元の大部屋ハ博奕の土場ニて御座候ニ付、貴賤を分たずニ寄合申候よし。此節安元病氣ニて引込候ハ畢竟此節の騒動にて塞候間、引込候と風説仕候へ共、全体ハ風痛ニて病氣ニ有_レ之候よし。

一 池原雲洞杯も怪しき風聞も候よし。父雲伯ハ田沼時分の権門家ニておびたゞ敷取込候ニ付、金銀も多く御座候処、死去後放埒にて愛宕下の屋敷を七百両ニ相払、其外貫ため候反物類をはじめ、早々道具類を払候ニ付、めつたニ二千両ニハ相成

候処、其金をどふいたし候やら、今にてハ其日を暮しかね候仕合のよし。公義より二百俵、細川より廿人扶持被_レ送候由。夫でも身代のよくないハ一通りてハ有まいとさた仕候よし。

一 曾松桂ハ元ト酒井左衛門侯の家中にて御ざ候処、放蕩ニ付暇出、其後小普請御医師奈須玄信の方へ弟子ニ相成り、内弟子にて御ざ候処、玄信の妹と姦通いたし、右妹を連出奔致し、其後どふいたし候てか医学館へはいり講尺仕候よし。且神田辺大町人の学者の息子ニ書物を払候事を相勧め、右相払金子をむすこ方へも聊か遣し、残ハ皆自分取候よし。

〈六十五 寛政元年六月四日より〉

一 さすがの越中様も山崎宗運にハ一ぱい御くい被_レ成たそふで、奥へ被_二仰付_一たが、宗運も医学館で博奕を打た仲間そふナとさた仕候よし。

一 太田才助、佐々木丹藏兩人被_二召捕_一と申さた。才助ハ加賀の者にて、躰寿館ニ居り講尺仕候処、博奕も仕り、其上去年盗を致候て出奔致候由。それを引かへし又々講尺ニ出候よし。丹藏も至極の悪物にて、もと水戸様の御医師、当時水戸様より江戸徘徊ハ御構のものよし。右体の者共を儒者と申候て講師ニ出し候は、安長重々不_レ宜候よし。一体安長学問を好ミ候へ共実効を論ぜず、とかく奇説ニ誇り、口を利口ニき_レ候ものを能と立候由。才助ハ去年も疑学弁と申ス書をあらハし、

宋学を誹り候由。程朱学を疑学と申候ハ、朱子存生の内ニ申候事、烹_レ切テ疑学ノ党を絶_レんと申事も御座候。古き事ニ御ざ候由。其様な事をバ安長杯ハ存じ不_レ申、めつたに新奇を好ミ候事可_レ笑事と申さた。

〈六十六 寛政元年六月十二日より〉

〈六十七 寛政元年六月二十日より〉

一 橋隆庵御本丸へ被_二仰付_一、栗本元格、山崎宗運二ノ丸へ被_二仰付_一候は、誠ニ御明白ナ被_レ成かたじや。隆庵ハ出情家ニて御座候所、去年二ノ丸へ参候は如何と評判仕候所、此節再勤、扱々難_レ有事規模成事とさた仕候由。元格も丁度よい御見立、至極御尤の事。宗運も博奕の事其外悪事の始終、西下にても御聞被_レ成候へ共、折角奥へ此頃被_二仰付_一候ニ、直ニ表へでも出てハ外聞もわるし、宗運もおのづから悪事西下へ聞へ候事ハ承知いたし候ニ付、実にまう叶ハぬと覚悟致し居り候所、二ノ丸へ参候は御仁政、御慈悲ナ事じや。此度の三人の御取計ハ、当年での御出来じやと殿中評判御ざ候由。

○宗仙院不_レ怪難_レ有がり、葉師寺次郎左衛門と申、隆庵の再勤と申、一族共悉く結構ニ被_二仰付_一候。誠ニ十分と申ハ愚ナ事、十五六分ダ。有がたい事とてかつく_レ悦び候よし。隆庵被_二仰付_一候日ハ、二ノ丸女中も不_レ機嫌のよし。此度の不_レ機嫌のハ、少々おし_レ候気味にも候哉。御本丸の女中の不_レ機嫌ハ、隆庵が大方蓮光院様ノ御方でも拵へて来たるふ、といふき_レ

ニても可レ有之歟。前ならば是でハ勤まらぬ気味でも有が、今でハ奥の方ハおの字もきかぬ。誠ニ出情の所で御見出し同様ニ成た事だから、女中めらがふきげんでも、少しもめげる事ハない、と宗仙院大言を吐候よし。

一 二ノ丸御医師と申候へバ、只今迄ハ奥いしやの様ニハ不レ申候処、此度被ニ仰付ニ、奥医者并と被ニ仰付ニ候ニ付、奥といふ事も駈と分り、二ノ丸付の御医師も大に有がたがり、肩が広く成たと申候よし。

へ六十八 寛政元年六月二十七日より

へ七十 寛政元年閏六月十三日より

一 太田玄達西下の御姫様を御預り申事を、甚自負仕吹聴仕、夜分御用談御座候て、時々西下へ罷出候杯と申候ニ付、世間ニて笑候者多く御ざ候由。尤少々も了簡御ざ候者ハ笑候へ共、前後を弁へざる愚物は、だまされ可レ申由。きのどく成と申さたのよし。

へ七十一 寛政元年閏六月二十一日より

一 寄合の御番医師の内、坂部十郎右衛門へ、役者遊女たり共療治を願ひ候ハゞ、致し遣し候ても苦かるまじきかの由承合候処、坂部一存ニも難レ及ニ挨拶、京極殿へ伺を内々仕候所、彼等の宅へ参候事ハ決して不ニ相成ニ候へ共、彼等無レ抛此方へ参候て願候ハゞ、仁術の事故療治致遣し候ても苦しかる間

敷由、御内沙汰御ざ候由。是ハ至極御尤ニハ御ざ候へ共、右体に相託し、役者等を宅へ相招、不埒仕候者が出来ねバ能がとさた仕候よし。

へ七十二 寛政元年閏六月二十九日より

へ七十七 寛政元年八月五日より

一 松田魏薬権門取入上手ニて本多侯御用ひの由。甚の奇薬をもち候医者之由。西下ニても一旦御上りニ相成候が、どふでも越中様だから直ニ御やめ被レ成て薬も上らなんだと申さた。加川元厚ハ元ト安芸家の医師。金持ニて金かし候故、右一件ニ付安芸家より暇出候由。伊豆侯へ能取入内証咄を申上候ハ加川の由。右故大分はやり候由。秋山元瑞ハ西下へ御薬を上ルから猶々はやるハ是ハそふなくても一体の功者だから別段の事とさた仕候よし。

へ七十八 寛政元年八月十一日より

へ八十二 寛政元年九月九日より

一 寄合医師一人、小普請医師三人、甲府へ参り可レ申よしのさた。寄合ハ奈須元真ニちがひないとさた仕候よし。小普請ハ大勢の事故、誰であるふかしれぬとさた仕候よし。

へ八十三 寛政元年九月十七日より

へ八十七 寛政元年十月十九日より

一 先達而薩州嫁御大病之節、宗仙院被レ頼療治致候処、迎も

快復無_レ之由。宗仙院見切候ニ付、熙春院へ申候ニ、未ダ婚礼も無_ニ御座_一候事、苦ケル間敷候間、長門の節様御腹の御姫様を、其元セ話やき縁組出来候様ニ被_レ致可_レ然。重縁ニハ有_レ之上上へも御続有_レ之、御補佐へも御続有_レ之、旁薩州ニても被_レ欲可_レ申儀、早々其元其趣含_ミ被_レ居候様ニと申候処、熙春院どふであらふかと申居候由。然る処、右御嫁御病死之後、西下より薩州御隠居へ御悔之様成ル御手紙被_レ遣候節、御追書ニ、いまだ姉へは不_ニ申聞_一候へ共、拙者心付候間申入置候と、右御縁組之事被_ニ仰遣_一候由。右之事薩州ニて承り候由。宗仙院、西下の才の御早イハ天授だ。有_レがたい。併おれも此様ナオハ余り西下に負ぬほどだが、熙春院ハぐづ付たて、二番鍵に成て残念だと申候よし。

一 御膳番筆頭三島但馬守ハ才弁ハ御座候へ共、一体上の御様体の事杯ハ心ニ不_レ懸候や、御医者より御様体之事対談仕候節も一向取合不_レ申、とかく御医者をみけなし居候由。御医者共詰らぬ人とふづくミ居候よし。どうぞ三島が外へ出ればよいと申おり候よしのさた。

一 御医者部屋ニて前方ハ飲食のミニ騒居り候処、此節相直り候由。表方部屋々々も以前ハ飲食のミニ候よし。御目付夜廻の節、大酔ニて坊主に手を引_レあるき候人御ざ候処、近来ハ右体之事ハ余程御取_レ宜候由。

〆八十八 寛政元年十月二十九日より

〆九十 寛政元年十一月二十二日より

一 いづれのさたにも、当時医者の上手、秋山元瑞(脇坂殿いし)、加川元亨、高井元俊(松平遠江殿医師)と申候さた。

〆九十一 寛政元年十二月九日より

〆九十三 寛政二年一月一日より

一 本町辺に平賀光理と申老医御座候由。百三十才ニ相成候由。不_レ怪名医也と申さた。御肴なども出候由。三四年已前ニも男子出生致候由。殊外上手也と申さた。

〆九十四 寛政二年一月十一日より

〆九十五 寛政二年一月二十三日より

一 大塚五郎兵衛の文章、道琢を以て西下へ御覧ニ入候事、大助大ニ腹立致居候由。五郎兵衛ハ、おれほどの賢者を大助ハなぞあげてくれぬ、不仁者じやと腹をたて理屈を申候よし。

〆九十六 寛政二年二月六日より

〆百 寛政二年三月二十一日より

一 はし_レく売女の事杯清助杯ハ風教の妨、博奕の起りも皆右売女より糞り候故、不_レ残潰し候が宜しきと申居り、度々僻説を申出候よし。根岸ハ江戸程拔身の多い所ハないから売女やハなくてハ叶はぬと申候由(ぬき身ハ独身もの、事のよし)。

橘宗仙杯も売女屋がなくてハ却て不義の基じや、潰れ候のを立たハわるいが、決してない様ニとするのハ大にわるかるふと申候由。先達而売女や御取払の御内評ニても有之候や、右之節西下より一橋へ、大都會の事、殊ニ勤番もの独身もの杯多く候へば、はし／＼売女やハ先ヅ当時の儘ニて差置候も可レ宜、と被ニ仰進ニ候付、橋邸ニても、扱々越中守ハ是程迄にハ行届くまいと思つた。能細かに心付られる。惣体発明の人だが是程でハ有まいと思つたと、ことの外御感心の由。右之通に候へバ橋邸も今の姿ニて被ニ差置ニ候思召のよし。根岸橘宗の俗人も不思議ニ説が符合したと申されたの由。但新宿杯ハ潰切ニ相成候も可レ有レ之候よし。本所おたびのも潰可レ申由。市谷愛敬稻荷の安売女ハ、尾州の御手廻り喧嘩をいたしけいどう入候へ共、是ハ又々ミセを出候共沙汰仕候よし。とかく清助ハ真黒ニ成り理屈を申候よし。

一 青山大膳侯公用人より橘宗仙院様御家中と手紙認め、近所御通りも被レ成候ハゞ御立寄御座候様ニと申参候間、宗仙院大膳亮殿へ参候処、表書院へ相通し、暫過候て公用人罷出、御出之義申上候ハ病用ニハ無ニ御座ニ、馬島瑞伯様之御金を池原雲伯様御借用被レ成候、右返濟方之義ニ付彼是もめ御ざ候。何卒御手前様御取斗を以御双方御熟談被レ成候様、且御返濟方都合能相濟候様御勤弁御取斗之儀御頼申候と申候ニ付、宗仙院むつとハいたし候へ共先ヅ相堪へ、御咄之趣致ニ承知ニ候へ共病用之義は格別、右等内々之義ハ拙者共法印之事ニ候へ

バ決して難ニ申出ニ御座候間、是ハ御断申上候と申候へば、用人御尤之御義存候ハゞ、仲間共へ右御挨拶之趣為ニ申聞ニ候様可レ仕候間暫御叩被レ下候様ニと申述、勝手へ入や、暫く過候て又々罷出、仲間共へ申談候処御尤之義ニ奉レ存候。左候ハゞ今日御出被レ下候義ハ御内々ニ被レ成被レ下候様、大膳亮へも申聞間敷候と申候ニ付、宗仙院以之外立腹いたし、乍ニ慮外ニ各方ニハ様子御存ニて無レ之事と存候。すべて奥医師ハ中勝手へ相通り、少しも御懇意ニ候へバ大勝手へ罷通候事ニて御座候。夫を御呼付被レ成候て、表書院へ御通し被レ成、其上ニて内々ニいたし呉候様ニとハ、一向相分り兼候御挨拶ニ御ざ候。随分御内談も有ニ御座ニ間敷物ニも無ニ御ざニ候へ共、左候ハゞ御勝手へ御通し御熟和可レ有ニ御座ニ処、表書院ニて被ニ仰聞ニ候。殊ニ若年寄方表書院へ私共罷出候事ハしくじり候時ならでハ出不レ申候御場所ニて、殊外忌申儀ニ御ざ候。外御屋敷共違ひ、御役屋敷之事、夫を内々ニいたし大膳様へも不レ被ニ仰上ニとハ、御玄関御帳面ニも定て名を記し可レ被レ申義、夫共御内々ニ相成候筋ニ御座候哉杯、段々理屈を申候へば、用人赤面大ニこまり、馬島、池原の金の事ハ余所ニ成り、宗仙院を不取扱ニ致し、一凶に困り只ハイ／＼と斗申、又々勝手へ入、今度ハ公用人兩人出候へ共、恐入候義共何分御内々ニ被レ成被レ下候様ニと混ラ詫候ニ付、宗仙院然ば罷出候事御内々ニも可レ仕候へ共、右申上候通御役屋敷へ罷出、出ぬ分ニ仕候事ハ仕兼候間、御門前を罷通候故、時候御見舞之積可レ被レ成哉と申候へバ、用人大ニ悦びいか様ニもと手をすり／＼漸相返し候由。翌日公用人よ

り手紙にて昨日は時候為ニ御尋ニ御出被レ下候義、大膳亮へ申達候、宗仙院様御家来中様と、今度ハ家来へも様を付手紙參候よし。不案内の公用人じやとさた仕候よし。

へ百一 寛政二年四月三日より

へ百三 寛政二年四月二十一日より

一 奥医師御先代ハ泊番之節杯、池原長仙院初め候より弁当酒など至て丁寧ニ仕入、御小納戸杯ニ振舞候処、此節ハ決して左様の事無ニ御座ニ宜しく相成候所、森雲貞至て酒を好ミ、夫のミならず酒を能飲候より奥向へ取入、奥向首尾至宜く御ざ候ニ付、御広敷部屋にて出候度毎ニ酒肴取調ひ頻に飲さハぎ候由。殊ニより御使番の尻杯たゝき候て騒候ニ付、女中ハ至てよい御人じや、と嬉しがりひるき致候由。尤宗仙院、熙春院、安元杯居候節は、少し遠慮致候へ共、其外をバ席下の者ゆへ少しも遠慮も不レ致、時々雲貞へ肴等持参り、部屋にて振舞不レ申候てハ相成不レ申勢ひの由。大柳伝庵、立花隆庵杯は雲貞行跡を至て受合不レ申候付、甚中あしく恐れ候へ共、中々雲貞首尾宜く御座候ニ付、はむかひハ相成不レ申候由。尤雲貞も利口故、篠崎卜庵杯へハ折節菓子杯ふるまい候てだまし置候由。其外ハいづれも雲貞へ随ひ、媚候て酒を飲さハぎ候由。當時の御振合ニは以の外成事と伝庵、隆庵の徒歎息仕居候よし。雲貞ハ種姫君様御薬をも差上候由。桂川甫周、雲貞へ取入振舞等致候付、雲貞姦計にて、先達種姫君様御城ニ御逗留之節、甫周を御広敷へ何の事なくまハし置、外の御医師伺ひニ出候節、

甫周も出合せ居候事、兼而御守殿へハ伺ひニ出候事故、御伺被ニ仰付可レ然由御女中へ懸合候所、御女中元より雲貞ひるきの事、早速承知御伺被ニ仰付候処、御広敷御用人夏目撰津守、安藤長左衛門御容体御ざ候ハゞ格別、左も無ニ御座候ニ、只御広敷廻之御医者大奥へ伺ニ被レ入候事ハ、御規定ニはづれ候、と理屈を申候ニ付、姦計相破れ夫切ニ相成候由。雲貞鼻明候よしのさた。

へ百四 寛政二年五月一日より

一 橋邸万一の御事も被レ為レ在候ハゞ天下の愁ひたるべき由、どふぞ御快様ニと皆々願候よし。六日ニや秋元玄瑞、加川元亨、高井元俊、正安伺ひ被ニ仰付候由。すべて御大めい方の御病氣は、御差重同前の時、町医師杯も出候へ共、西下の甚御世話にて、早速名医共ニ為ニ御見被レ成、正安ハ西下より被、遣候由。至極御尤の御事也とさた仕候由。四日ニハ西下と本弾候御見廻御出被レ成、五日ニハ公方様、慶之丞様御出被レ成候ニ付、民部御様ニもけふの様ナ病氣見舞ハ江戸にハ有まいと御咄御座候由。宗仙院御側ニ罷在、左様にて御ざ候。定て一橋御番所杯にてハ、是ハ御大切で有かとさたも可レ仕候へ共、左様致ニ沙汰候ハゞ先ツ是で御大切も相濟候事故、是からハ御順快で可レ被レ為レ在と申上候へば、御側のものも悦候よしのさた。

一 土屋能登守殿奥方ハ太田より参り申され候由。右奥方の

里より連申され候女の内一人、此間奥にて能登殿切被レ申候由。右ニ付附候老女杯相恐れ是は奥方杯をも切可レ申哉と女同士寄つどひ能登殿を錠口より外へ押出申候ニ付、能登殿表へ被レ出自害被レ致候由。右ニ付家中大騒動御座候由。松紀侯ハ能登殿御奏者番以来至て懇意ニなられ候間、此度ハ身ニ引受せ話被レ致候由。とかく病氣分にて濟せ候様ニと被レ取斗一候由。今度ハ御医者が大事だとさた仕候由。能登殿ハ乱心そふナと申さた。松紀侯被レ致ニセ話ニ候も先年自分も此様成事御ざ候ニ付、夫を恕せられ候て今度ハセわを致さるゝであらふとさた仕候由。

有徳院様御代八百石程取候御旗本、下女やらんを切候て自滅仕候由。病死之積頭へ御届出候ニ付、頭見分致すべき(八百石取候ハ両番のよし。此時の頭酒井某とか申候由)。右御旗本宅へ参候処、御医師数原通玄達而申候ハ、病死ニ相違無レ之候。御見分ニ及不レ申候。此義ハ混ユ通玄御袖ニすがり願候。私幾重ニも御受合申候と申候へ共、酒井承知不レ被レ致奥へ踏込見分被レ致候所、自滅ニ無レ相違ニ故申上候而其家断絶仕候由。数原通玄も今度ハ叶はぬ、潰れるであらふと其頃取沙汰仕候処、有徳院様上意ニ、大名旗本ニ不レ限及ニ末期、受合候は医者計也。其受合候医者を咎申付候ハ、以来病死を受合候医者有レ之間敷候。左候時ニハ諸家の及ニ難義ニ候間、通玄咎申付ニ及間敷と御内慮御ざ候ニ付、何のさたなく通玄ハ動居候よし。土屋能登候ハ脚氣腫傷の積ニ申立御ざ候由のさた。

一 土屋十三日ニ判元相濟、大目付桑原罷越候よし。御医師ハ橘隆庵初め不レ残参候よし。松紀侯受合被レ申候由のさた。最初松平右京亮殿西下へいさみ被ニ申上ニ候所、西下にてなぞを御かけ被レ成、かつけ腫傷などであらふ杯と被レ仰候よし。すべて土屋の事色々取ざた仕候よし。奥方ハ自害ハ致されぬともさた仕候よし。里より連被レ申候女ハ太田侯家老の娘のよし。妾ニ致し可レ申よし申され候へ共、奥方少々怒心も御ざ候よし。且又右女の親ハ承知いたし候へ共、母ノ里にて承知いたし不レ申、しかと妾にも成り不レ申候由。土屋右女を切候ニ付、老女などは奥方迄切られ候てハならぬと、女より合錠口より外へ突出し候よし。表へ出被レ申、酒などたば申され候て其上自害いたされ候よし。

へ百五 寛政元年五月二十一日より

へ百八 寛政二年六月二十九日より

一 類弥太郎の事を、伊豆侯、加川玄亭ニ学問ハどの位の物じやと御聞候へバ、玄亭、弥太郎ハ乳臭の児にて御ざ候と御請申候由。弥太郎初め平賀惣右衛門弟子にて、一昨年惣右衛門伊豆侯へ出候節、一度弥太郎参候へ共、惣右衛門留守故、其後音さたもなく参り不レ申候ニ付、薄情の男也共玄亭心得候や、右之如く乳臭の児也と御答申候由。玄亭ハ身代宜しく大金持の由。人をあしらい候ハ、玄瑞よりハ功者也とさた仕候由。

一 橋邸御快復ハ、全く御夢想の御葉御用被レ成候ニ付、御快

全也と、山の手辺其外ニても御評判申上候由。御床揚之節被_レ下銀子覚、左之通の

御本丸より表向ニて 二拾枚時服三

大奥より 銀五十枚 多紀安元

奥計ニて 銀三十枚 橘宗仙院 同 山崎

一橋より 銀五十枚縮三 多紀安元

同 銀廿五枚縮三 橘宗仙院

同 廿五枚 山崎泰運

同 銀十五枚ツ、 秋山元瑞 吉川元才 栗山好庵

同 加川元考

銀五枚ツ、 高井元俊 初伺被_二仰付_一候 諸家

銀五枚ツ、 医師並 町医し

同十五枚ツ、 橘隆庵 多紀元長

右之外御病中相掛候もの、上下一統被_レ下候由。奥詰斗ハ番も

常之通、何も御病氣中懸り不_レ申候ニ付、被_レ下物無_レ之由。本

弾候、加納侯杯へも、御反物等御贈被_レ成候よしのさた。

同十五枚ツ、 久田 中川 佐藤 村山

寛政二年七月十二日より

寛政二年八月十一日より

一 世上語り候ニ付、医師杯へ葉代遣し方所々ニて減し候由。併宗仙院杯は例年ニ不_レ替取候由。多紀安元ハ一橋之御蔭ニて、銀子多く頂戴仕候由。中々粉骨致しても、安元の手際ニてことし程取事ハ有まいとさた仕候由。

番頭松平淡路守(松紀侯の兄弟か)方へ出入候医師、八百五十帖程葉調合致遣し、且去年之葉も、二百帖杯ハ未葉代參不_レ申候ニ付、どふしても当盆にハ四五両ハ来るだろふから、夫で葉店の払を仕よふと思ひ居候所、盆の十三日ニ相成、淡路守方より当盆甚不_レ手廻ニ付、葉代ハ差延し呉候様、是ハ葉代ニハ無_レ之看代也、と只一分差越候ニ付、右之医者大ニ困り十方ニ暮候由のさた。

寛政二年八月二十八日より

寛政二年九月二十六日より

一 此度唐船御止被_レ成、医者共和葉を遣ひ候様被_二仰出_一候付、唐葉直段忽高く相成、品ニより只今迄よりハ四五倍も高価ニ相成候由。世上の医者共ニ一統ニ甚御恨申候由。全体上より御セ話無_二御座_一候ても、成たけハ下直故和葉をつかひ候へ共、和葉ニてハ一向病直り不_レ申候葉御座候。夫故不_レ得_二止事_一只今迄唐葉を相用候処、此節右之通故甚難渋仕、外之侈之品を御留被_レ成、葉種をバ持渡候様被_二仰出_一たならばよかるふが、余りこくはくな事じやと歎息仕候よし。

一 町触唐葉の有がたがり候よし。御触出候より直段をバ上ゲ不_レ申候由。全体問屋共より、唐船が少く成てハ唐葉も少ナかるふと存じ、問屋より直段引上候よし。問屋共不_レ届成事也と申さたの由。

一 御広敷廻御医師被_レ仰付_二候_一ニ付、橘宗仙院より峯岸春庵、山本宗英三男杯申上、安元手よりも藩中ノ医師一人、町医兩人申上候処、町医ハ被_レ仰付_二無_レ之由。扱右御広敷へ俄_二被_レ仰付_一候事ニも候へば、権門方ハ格別、同役又は番之頭などへハ御礼廻_二も及申間敷所、御礼廻_二江_一戸中欠あるき其上俄_二御広敷へ入候事故、大まごつき御使番表使等ニやり込られ大迷惑仕候由。まへく御使番杯へハ重詰煮_レ等遣し候へ共、目立申候事故当時目録にて七百疋程ツ、一人にて差遣し、六尺へも五百疋ツ、も差遣候_二ニ付、大物入_二御座候由。且又右被_レ仰付_一候御医師共、御広敷_二ニて薬を呑候もの無_レ御_レぎ_一候へバ、表へ追出され候事故、是非おはした又ものにもきげんを取、病家を拵候ハねバ相成不_レ申由。夫故少しツ、ハ賄賂等も差遣し、きげんを取候よしのさた。

一 右御不快_二ニ付、御医師共医案を書上候様被_レ仰出_一候_二ニ付、銘々存寄を認めさし上候由。然る所いづれも漢文にて認候由。中にハ漢文出来不_レ申者も御座候_二ニ付、心易儒者杯へ是ハ顛倒ハ有まいか、ちと直して下され杯とたのミ候者も御_レぎ_一候由。医案より漢文を案じ候事専_二ニ相成候由。是ハへら坊成事、やっぱり左様被_レ存候の、か様仕候方宜候杯と、俗文_二ニ認差出候が手短_二ニて誰にも分り可_レ申候に、六ヶ敷書立てハ西下や大手杯ハ御分りなさるふが、其以下でハさつぱり分らぬ事、思ふ様ニもかゝれぬ事だにとさた仕候由。併漢文認候ハ安元好_二ニて御_レぎ_一候_二ニ付、漢文_二ニ認め不_レ申時ハ文盲_二も聞へ候_二ニ付、無理_二

取拵へ漢文_二ニ認候間、医案よりハ漢案_二ニ困り候由。いづれ_二も是ハ人情_二ニうとき致方也、と笑候もの多く御_レぎ_一候よしのさた。

〈百十六 寛政二年十月八日より〉

〈百十七 寛政二年十月二十二日より〉

一 印牧元順、水の出羽侯の孫を療治致候_二ニ付、礼物三百金被_レ送候由。元順悴ハひよこすかいたし候男の由。尤放蕩_二ニて、以前ハアンナ者が療治功者ナ物だ共申候由。

〈百十八 寛政二年十一月四日より〉

一 御産の前、御老中方御列座_二ニて、御医師を一人々々御呼出し_二ニて御尋御_レぎ_一候由。いづれも大当惑仕候由。越中様、伊豆侯、いづミ侯、鳥丹侯、本弾侯と御並び被_レ成候由。越中様、伊豆侯ハ段々御問詰被_レ成候由。鳥丹侯ハ氣の毒そふナ御顔を被_レ成、本多侯ハ尤だといふ様ナ御顔を被_レ成、和泉侯ハア、問詰_レ共よさそふナ物だと思ふ様ナ御顔を被_レ成候由。ア、御問詰不_レ被_レ成共よさそふナもの、ちつとハ逃道をも御こしらへ被_レ成ねバならぬ事だ。医者_二の心得にハ始終_二よいが、アレでハ庸医ハたまらぬ、と御医者共あたまをかき候よし。

一 表医者此節療治数書出し候様被_レ仰出_一候由。一向療治不_レ仕候ものハ大_二ニ困り、急_二ニ病人を拵_レ候由。

御広敷へ廻候御医師共、当番日を立廻候所、軽き女中の薬杯合せ候てハ、使番の女中々々届不_レ申候由。尤おまへハ能情を出

さつしやる、病人をあげませう杯と申候て、おはしたなどの、少し風でも引候杯を差出し、薬を貰ハせ候由。当時御広敷廻りの医者之内、格別御広敷にてはやり候も無之候由。何とか申ししやハ、若年且至極の美僧故御広敷にて鼻肩いたし、多く薬を貰候へ共、他所にてハ一向療治無御座候由のさた。

一 福井竜助被召候由。二百俵で寄合ニ被召出ニそふナが、かへつて難義するであらふとさた仕候よし。

一 秋山玄瑞ハ西下をもしくじりそふなとさた仕候由。西下御家中でも、あす死ぬ病人を、能といふて受合て薬を呉たそふナが、あれが世間で其様ナ尽しをするハ久しい物だが、白川公ハ今迄ハ其沙汰をバ御存なかつたか、夫で事が能しれる共いはれぬ、とさた仕候由。

へ百二十 寛政二年十二月一日より

一 福井竜助ハ京都にて家内五十人斗暮し候由。一ヶ年千両程ツ、薬代取候付、此度被召出候ハむごい事と申ものも御ざ候由。併中々京中ではやつても、どふして千両といふ金ガはいるものだ、今江戸で二百俵ニ成り、当分ハせつなくとも、大小名ニよらず青雲家ハ一入取入て療治を頼であるふ、そふすれバ随分千両位もとれよふ、彦助が初めハ淋しかつたが、直ニ弟子が大勢ニ成た様ナものだ、いづれ名人、よい御医者が出来たとさた仕候由。下町辺ニ丸屋と申もの親類にて当時右之

所ニ居候由。彦助ハ元より懇意ニ付、万事彦助ニ承合等いたし候由。

福井竜助末町家ニ罷仕候由。相応之家を望ミ候へ共、とかく小家嫌ひにて大家を望ミ、所々へ弟子を遣し見せ候へ共、いまだ無之候よしとさた。

一 半井大和は竜助の師匠番之由。大和諸大夫にて平常大づらをいたし、人もにくミ居候所、此度浪人より被召出候竜助の師匠番いたし候ニ付、内心ハ不足ニ可有之候へ共、よい気味だと人々申候よし。大和、竜助方へ参候節、并ニ所々聞合等ニ歩行候ニ、徒士杯をたて本供にて毎日歩行候ニ付、日雇代斗一日一両ツ、かゝり候と申候て、腹をたて候よしのさた。竜助ら被召出候は至極御尤の事、アレハ随分御用ニ相立候もの、しかし彦助を被召出候ハ、清助を可被召出ニおとりニかけられたのだ、竜助を被召出たのも、又秋山玄瑞を可被召出ニおとりならんと、妬心をふくミ、ばか口を聞候ものも御ざ候よしのさた。

一 福井立助召候日、御城内にて聊もおくれ候けしき無之、惣体の様子不束ニ無之、甚りつパニ御座候よし。しんせい山さへ被召出候日は、気おくれの様子御ざ候と相見候よし。立助、次男をバ上方へさし置、惣領を江戸へ召連候由。右惣領も療治余程よろしきよしのさた。

一 福井を被_レ召出_二たハ、薬種の吟味を被_レ仰付_二て、和薬を能_レつかふ様ニ被_レ成思召_二だ。療治の事_二でハないそふなと、広寿院杯申候よし。

〈百二十一 寛政二年十二月十五日より〉

一 半井大和、療治人数書認差出候様被_レ仰付_二候所、申上候程之病家一軒も無_レ御_二ざ_二候と書上候よし。右ハ大和を寄合医師同様ニ、療治書差出候様ニと被_レ仰付_二候事故、それをふづく_レ書上_レ申候由。一体至て気の勝候生質_二にて、少しの事_二理屈等をも申、学問_二ハ至て高慢の由。寄合医師と一_二所_二被_レ仰出_二候と申事をふづく_レミ、書出し_レ申候由のさた。

御番、寄合、小普請御医師二百人余も有_レ之_二処、右之内_二にて病家御座候ハ、寄合_二にて峯岸春庵、御番医_二にて山本宗英たゞ兩人斗、其外_二ハ一向_二病家無_レ之_二由。きつい物_二だとさた仕候よし。

一 平常、席順ハ諸大夫_二にて布衣役相勤候者ハ役席_二ニ居り、且又衣冠束帯之節_二ハ申_レ不及、年始之節も、諸大夫_二之ものハ布衣席_二にて常席をこ_レハ諸大夫_二の列_二ニ加_レハ_レ候由。尤装束仕候事故_二右之通_二五位、布衣、無官と順を立居_二ハ_レ候由。然所_二此度琉球人_二出仕之節_二ハ平常之通_二三座_二座_二候_二ニ付、布衣之間_二ハ大紋_二はさまり、朝班_二甚見_二苦敷_二御座候由。御医師一人_二曲淵勝二郎_二へ席の事、先例_二と違_レひ候_二ハ如何と承候所、右御医師、勝二郎_二懇意_二之もの_二、由。夫故_二にやだ_二まつてす_二ハれと内々_二申候_二ニ付、先其通_二ニ居_二候よし。此度_二右之通_二ニ改候_二や、是_二ハ如何_二成事_二とさ_二た仕候_二よし。

し。

〈百二十一 寛政三年一月一日より〉

一 五日、橘隆庵方へ清水の御坊主一人参り、隆庵様へ御目_二ニ懸_レり申度段_二申込候_二處、留守_二之旨_二申聞候_二へバ、御帰_レ迄御待可_レ申段_二申候_二て、隆庵帰_レ候へバ、私義清水の御坊主_二にて御_二ざ_二候。近年_二ハ御借米等_二も有_レ之、且又御褒美等_二も不_レ被_レ下_二候_二ニ付、暮_二方_二出来_レ不_レ申、歎_レ沈仕候。御合力_二相願_二候段_二申聞候_二ニ付、隆庵承知_二いたし候_二へ共、自分_二も余計_二も無_レ之_二事、親類_二共_二さへ合力_二等之義_二相断_二申候_二ニ付、無_レ余義_二一事_二ながら難_二其意_二一段_二断_二申候_二へバ其儘_二帰_二候よし。

〈百二十三 寛政三年一月十五日より〉

一 杉田玄伯、公儀へ被_レ召出_二候積_二にて、衣服_二迄_二拵_二へ内々_二待居_二り候由。主人_二よりハ屋敷_二へ入_二申度所、隠居_二致_二す_二杯_二と申屋敷_二ハはいり_レ不_レ申候由。玄伯_二一体_二大山師_二の_二處、人々_二だ_二ま_二され、篤実_二の_二よき_二医者_二と賞_二実_二いた_二し候_二ハ、大間_二違_二ひ_二ニ御座候_二よし_二の_二さ_二た。

(北里研究所東洋医学総合研究所医史学研究部)